

【誤りがあった問題：平成21年不動産鑑定士試験短答式試験「不動産に関する行政法規」】

【問題 26】 不動産特定共同事業法に関する次のイからホまでの記述のうち、正しいものをすべて掲げた組み合わせはどれか。

- イ 不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介のみを行おうとする者が不動産特定共同事業の許可を受けるためには、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けた法人で、その資本金又は出資の額が2,000万円以上である必要がある。
- ロ 都道府県知事の許可を受けた不動産特定共同事業者が二以上の都道府県の区域内に事務所を有することとなった場合には、30日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- ハ 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の成立時に当該契約の当事者に交付する書面への記名押印等の業務を行わせるため、事務所ごとに業務管理者を置かなければならず、既存の事務所がこの要件を満たさなくなった場合は、2週間以内に必要な措置を執らなければならない。
- ニ 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘に際して、その相手方が宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であっても、その行う不動産特定共同事業に関し、金銭又は有価証券の貸付けを行ってはならない。
- ホ 不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理の状況について、定期的に事業参加者に対して報告書を交付しなければならないが、当該報告書に業務管理者の記名押印は不要である。

- (1) イとロ
- (2) イとハ
- (3) ロとホ
- (4) ハとニ
- (5) ニとホ

【誤りの内容】

上記問題は不動産特定共同事業法に関する出題であるが、同法については本試験の試験案内において「不動産特定共同事業法（第1章に限る。）」としていたところ、上記各設問肢はその範囲外から出題されている。